

幼稚園型認定こども園の保護者負担軽減補助金 補助の要件等

長時間保育(預かり保育)を必要とする理由		必要書類
1	保護者が居宅外で原則として昼間4時間以上、かつ、月16日以上就労している場合	父母それぞれの就労証明書又は内定証明書
2	保護者が居宅内で原則として昼間4時間以上、かつ、月16日以上事業の営業者又は事業専従者として就労(内職に従事している場合を含む。)している場合	
3	母が出産し、又は出産予定日の前後各8週間の期間内であって出産の準備又は休養を要する状況にある場合	母子手帳(表紙と出産予定日が記載されたページの写し)
4	保護者が居宅内で常時臥床している場合	保育ができない旨の診断書又は身体障害者手帳の写し
5	保護者の入院又は安静を要する期間が2週間以上にわたる状況にある場合	
6	保護者に精神性の疾病若しくは障害がある場合又は保護者が身体障害者手帳4級以上を所持する場合	
7	保護者が傷病のため1か月以上にわたる通院を要する場合	
8	保護者が常時親族の介護をする必要がある場合	常時介護を必要とする旨の診断書又は身体障害者手帳の写し
9	保護者が精神性の疾病若しくは障害がある親族の介護をする必要がある場合又は身体障害者手帳4級以上を所持する親族の介護をする必要がある場合	
10	保護者が親族の1か月以上にわたる傷病のため通院に付き添う必要がある場合	
11	保護者が自宅及び近隣の火災その他の災害の復旧に当たっている場合	り災証明書
12	保護者が学校教育法の規定による学校又は就労に必要な知識、技能の習得を目的として職業訓練校その他の専門学校において就学している場合	在学証明書等保育ができないことを証する書類

13	保護者が障害児(者)の通学に常時付き添う必要がある場合	
14	保護者が求職活動をするため当該幼児の保育をすることができない場合 ※ 最後に就労を終了した月の翌月の1日から起算して2か月以内を補助対象とします。	
15	前各項に掲げるもののほか、保育が必要であると特に認められる場合	